

3月1日から7日は子ども予防接種週間です

4月からの入園・入学・新学期に備えて、必要な予防接種をすませましょう。この機会にもう一度、母子手帳をご確認ください。
対象のワクチンは、下記一覧をご覧ください。

予防接種名	対象年齢	回数	接種間隔
ヒブワクチン	初回接種開始年齢 生後2月～生後7月 に至るまで	初回 (3回)	27日以上の間隔を空ける。 (1歳に至るまでの間)
		追加 (1回)	初回接種終了後、7か月以上 の間隔を空ける。
	初回接種開始年齢 生後7月～1歳に至 るまで	初回 (2回)	27日以上の間隔を空ける。 (1歳に至るまでの間)
		追加 (1回)	初回接種終了後、7か月以上 の間隔を空ける。
	初回接種開始年齢 1歳～5歳に至るま で	1回	
	小児用肺炎球 菌ワクチン	初回接種開始年齢 生後2月～生後7月 に至るまで	初回 (3回)
追加 (1回)			初回接種終了後、60日以上 の間隔を空ける。(1歳以降 に接種)
初回接種開始年齢 生後7月～1歳に至 るまで		初回 (2回)	27日以上の間隔を空ける。 (2歳に至るまでの間)
		追加 (1回)	初回接種終了後、60日以上 の間隔を空ける。(1歳以降 に接種)
初回接種開始年齢 1歳～2歳に至るま で		2回	初回接種終了後、60日以上 の間隔を空ける。
初回接種開始年齢 2歳～5歳に至るま で		1回	

予防接種名	対象年齢	回数	接種間隔
BCG	生後1年に至るまで	1回	
4種混合(ジフ テリア・百日 咳・破傷風・不 活化ポリオ)	生後3か月～7歳6 か月に至るまで	初回 (3回)	20日以上の間隔を空ける。
		追加 (1回)	初回接種終了後、6か月以 上空ける。
不活化ポリオ	生後3か月～7歳6 か月に至るまで	初回 (3回)	20日以上の間隔を空ける。
	生後3か月～7歳6 か月に至るまで	追加 (1回)	初回接種終了後、6か月以 上空ける。
麻しん・風しん (1期)	1歳代	1回	
麻しん・風しん (2期)	年長児の間	1回	
日本脳炎 (1期)	生後6か月～7歳6 か月に至るまで	初回 (2回)	6日以上の間隔を空ける。
	生後6か月～7歳6 か月に至るまで	追加 (1回)	初回接種終了後、6か月以 上間隔を空ける。
日本脳炎 (2期)	9歳以上13歳未満	1回	

1. 接種を希望される医療機関に予約をしてください。
2. 母子手帳を持参してください。
3. 市外にかかりつけ医がある場合は、市外でも受けることができます。
4. 任意予防接種(おたふくかぜ・B型肝炎)についても費用の一部を助成しています。
5. 詳細はホームページ等をご覧ください。

(文書取扱・問合せ：健康管理課 健康推進係 43-1146)

平成27年度からの事業所ごみについて ～事業所のみなさまへ、大切なお知らせです～

事業所から出るごみは「事業系廃棄物」といわれ、営利・非営利を問わず「すべての事業活動で発生するごみ」のことをいいます。つまり、飲食店や事務所、個人商店のほか、学校や公民館、病院、社会福祉施設などから発生するごみも「事業系廃棄物」となります。

この事業系廃棄物の処理には、法律および市条例において、次のような「事業者の責務」が義務付けられています。

- 自らの責任において適正に処理すること
- 再生利用等を積極的に行い、減量化に努めること
- 廃棄物の適正処理や減量について、国や地方公共団体の施策に協力すること

つまり、事業所から出るごみは、自己責任において適正に処理しなければならず、家庭系一般廃棄物(通常の家ごみ)のごみ収集には出せないこととなります。

事業所から出るごみについては資源物を分別したうえで「一般廃棄物」と「産業廃棄物」とに分別し、次のいずれかの方法で処理をお願いします。

①ごみの減量に努め、自己処理する。

②許可業者に依頼する

資源物の分別(特に紙類)は必要です。分別は業者によって若干の違いがあります。依頼先の業者もしくは生活環境課にお尋ねください。

※一般廃棄物収集運搬業許可業者については、下記の一覧を確認してください(市ホームページにて確認できます)。

※産業廃棄物の処理については、(社)宮崎県産業廃棄物協会 0985-26-6881 にお問い合わせください。

現在、市のごみ収集(市指定袋使用)でごみを出している事業所においては、平成27年4月までに許可業者での収集に切り替えてください。これに伴い、平成27年度より事業所のみが使用しているごみ集積所は廃止となる場合がありますので、ご注意ください。

※事業所ごみ回収可能許可業者一覧

◎フジグリーン(有)	0983(44)5975
◎(株)山崎紙源センター	0985(24)2551
◎(有)茶臼原造園	0983(42)2688
◎(株)真栄	0983(42)6608
◎(有)クリーンクリエイト	0983(33)5755

(文書取扱：生活環境課廃棄物処理係 43-3485)

特別児童扶養手当をご存知ですか

特別児童扶養手当とは、障がい児（20歳未満で重度または中程度の障がいがある児童）を監護する父若しくは母、又は父母にかわりその障がい児を養育している方に支給されます。

◆重度の障がいとは

- ①身体障がいの場合…身体障害者手帳1，2級程度
- ②知的障がいの場合…概ね知能指数（I.Q）35以下の程度
（療育手帳「A」程度）
- ③その他の障がいの場合…上記の障がいと同程度と認められるもの

◆中程度の障がいとは

- ①身体障がいの場合…身体障害者手帳3，4級程度
- ②知的障がいの場合…概ね知能指数（I.Q）35～50程度
（療育手帳「B-1」程度）
- ③その他の障がいの場合…上記の障がいと同程度と認められるもの

※詳しくは下記までお問い合わせください。

福祉事務所 障害福祉係 43-1206

（文書取扱：福祉事務所）

特別障害者・障害児福祉手当をご存知ですか

【特別障害者手当】

特別障害者手当とは、重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある20歳以上の方に支給されます。

支給対象者は、概ね重度の障がいを2つ以上有する方です。ただし、次の場合は対象になりません。

- ①施設に入所している場合
- ②病院または診療所等に継続して3ヶ月を超えて入院している場合

【障害児福祉手当】

障害児福祉手当とは、重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある20歳未満の方に支給されます。

支給対象者は、概ね身体障害者手帳1，2級程度または知的障がい者で知能指数20以下程度（精神障がいと同程度と認められるものも含む）の方です。ただし、次の場合は対象になりません。

- ①障がいを事由とする年金の給付を受けることができる場合
- ②施設に入所している場合
- ③所得制限限度額を超えている場合

※詳しくは下記までお問い合わせください。

福祉事務所 障害福祉係 43-1206

（文書取扱：福祉事務所）

平成27年度 重度障害者タクシー料金助成事業のお知らせ

《タクシー利用券を4月1日から交付します》

【対象者】市内に住所を有する方で、次のいずれかに該当する方

1. 身体障害者手帳の交付を受け、障がいの程度が1級または2級に該当する方
2. 療育手帳の交付を受け、障がいの程度がAに該当する方
3. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障がいの程度が1級に該当する方

※ 障がいを理由に自動車税の減免（軽自動車税の減免を除く）を受けている方、また施設に入所中の方は該当しません。

【助成額等】タクシー利用券24枚（4月申請決定のとき）

※ 1枚につき小型タクシー基本料金の額。

※ 申請月により交付枚数が変わります。

【申込先】手帳と印鑑をご持参の上、西都市福祉事務所 障害福祉係にてお申し込みください。

※ ご不明な点は、障害福祉係まで問い合わせください。
西都市福祉事務所 障害福祉係 43-1206

(文書取扱：福祉事務所)

子ども医療費資格証の交付について

平成27年4月に小学生となられるお子さまについては、現在お持ちの「乳幼児医療費受給資格証」の有効期限が3月31日までとなっております。4月1日以降は、医療費が月額1,000円（調剤薬局は無料）となる『子ども医療費受給資格証』が新しく交付されますので、3月中に新しい資格証のお受け取りの手続きを行ってください。

なお、対象となるお子さまがいらっしゃる世帯には、福祉事務所から案内・申請書等を郵送します（2月下旬頃に郵送予定です）。

●お手続きに必要なもの

- ・印鑑
- ・対象となるお子さまの健康保険証（原本）
- ・郵送された資格証交付申請書
- ・対象となるお子さまの「乳幼児医療費受給資格証」

●交付会場・日時

下記日程で、資格証の交付会場を設けますのでお越しください。

月 日	時 間	場 所
3月12日（木） 13日（金）	13:00～19:00	コミュニティセンター 2階 図書室

※混雑などによりしばらくお待ちいただく場合がありますので、お時間に余裕を持ってお越しください。

※上記日程で都合がつかない場合は、3月31日（火）までに、西都市福祉事務所 児童福祉係までお越しください。

（土日祝祭日を除く、8:30～17:15までの間）

(文書取扱：福祉事務所 児童福祉係 43-0376)

運転免許証更新(切り替え)のご案内

西都地区交通安全協会で、優良講習、一般講習、高齢者講習受講者の運転免許更新(切り替え)ができます。

○優良講習・一般講習・・・毎週火・金曜日(祝祭日を除く)

受付(8時30分～9時)のあと、法定の講習があります。

優良講習は9時30分、一般講習は10時頃には全て終了します。

○高齢者講習受講者・・・毎週月曜～金曜日(祝祭日を除く)

午前の部10時～11時30分 午後の部13時～16時30分
更新手続きには、高齢者講習終了証明書が必要です。

○場所

西都地区交通安全協会 西都市小野崎2丁目16番地 43-0294

○その他

- ・免許証写真は当協会でも撮影できます。(4枚セット 500円)
- ・新しい免許証は後日交付です。
- ・ハガキに違反講習、初回講習と記載された方は運転免許センターでの更新になります。

(文書取扱：生活環境課)

交通安全協会へのご加入をお願いします

○交通安全協会とは？

悲惨な交通事故を防止するため、社会奉仕の精神に基づいて生まれた一般財団法人です。

○交通安全協会の主な活動(事業)

- ①広報啓発活動 ②交通安全教育活動 ③街頭交通指導
- ④免許証更新事務 ⑤交通事故相談業務 ⑥チャイルドシート貸出
- ⑦軽微違反者講習

○活動に必要な財源 協力費 2,000円

交通安全協会への加入については任意加入ではありますが、この協力費が西都地区交通安全協会が活動をする上で主な財源となっております。免許更新時にぜひご加入をよろしくお願いいたします。

○会員特典について

交通安全協会の会員を対象として、協賛店において、取扱商品の割引や設利用料金の割引等の各種サービスをご利用いただけます。詳しくは宮崎県交通安全協会のホームページをご覧ください。

(文書取扱：生活環境課)

ライター・カセットボンベ等のガスは必ず抜いて出してください

12月中にクリーンセンターへ持ち込まれたガス缶の中から、586個(西都市分115個)もの中身入りガス缶が発見されました。ガス抜きせずにごみとして出されると火災事故が発生し、ごみ処分ができなくなってしまう可能性があります。以下の点をしっかり守り、出していただくようお願いします。

○カセットボンベやスプレー缶は、中身を完全に使い切った後、必ず穴を開けガスを抜いて金属類で出してください。

○ガス等を抜かれる際には、必ず風通しの良い屋外で作業してください。

○ライターはガスを完全に使い切り、少量ずつ金属類で出してください。なお、数が多い場合には生活環境課までご相談ください。

(文書取扱：生活環境課 43-3485)

自動車事故による被害者の方へ

独立行政法人自動車事故対策機構では、自動車事故の被害者援護のために、次の業務を行っています。

1. 交通遺児等貸付け

自動車事故により死亡または重度の後遺障害が残った方のお子さんに対する育成資金の無利子貸付け

【貸付金額】 ・はじめに一時金 155,000円
・貸付期間中、毎月 20,000円

【貸付期間】 貸付決定の月から中学校卒業の月まで

【利子】 無利子

2. 介護料の支給

自動車事故が原因で、脳、脊髄、胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害が残り、常時または随時介護が必要な状態で、一定の要件に該当する方への支給

種別	金額
最重度 特I種	68,440～136,880円
常時要介護 I種	58,570～108,000円
随時要介護 II種	29,290～54,000円

3. NASVA交通事故被害者ホットライン

交通事故被害の相談は 0570-000738

※問合せは、独立行政法人自動車事故対策機構 宮崎支所
0985-53-5385 (担当/山本)

(文書取扱：総務課)

自宅での地震対策について

常日頃より災害に備えての取組をお願いします。
突然の地震でも備える事で危険は減らせます。

地震対策は家具転倒・落下防止から

地震対策として個人でできることは家具類の転倒や落下を防ぐことです。家具に止め具を施したことで、万全になるわけではありませんが、被害を少しでも押さえるために、ぜひ転倒防止策を考えてみましょう。

避難経路を確保しましょう

○玄関などの出入り口は広くしておきましょう。

ついでいろいろな物を置いてしまいがちなのが玄関です。すぐに片付けるつもりで一時的に置いた物が、いざというときの障害物になってしまいます。玄関の外側にも物を置かないようにし、安全かつ速やかに避難できるよう、ふだんから心がけましょう。

○バルコニーに物を置かない。

マンション等のバルコニーは、いざというときの避難経路としてつくられています。隣との仕切り板が薄く、すぐに壊れるようにできているのはそのためです。どうしても物を置かざるを得ないときは、避難経路を確保し、手すりより低い位置に置くようにしましょう。

○枕元には靴やスリッパを置く習慣を。

睡眠中はほとんどの人が裸足です。睡眠中に地震が発生したとき、家具やガラスが飛散した中を歩くことになり、とても危険です。そんなとき、枕元に靴やスリッパがあると、すぐに履くことができ、少なくとも足裏のケガを回避することができます。

(文書取扱・問合せ先：危機管理課 43-0380)

愛玩用（ペット）として 鳥を飼っている皆さまへ

1. 飼育羽数の報告をお願いします！

愛玩用（ペット）として飼育されている鳥についても、家畜伝染病法に基づき、毎年1回、飼育羽数などを報告いただく必要があります。以下をご確認の上、**3月31日（火）**までに農政課までご報告いただきますようお願いいたします。

◇報告対象の鳥の種類

「ニワトリ」、「うずら」、「あひる」、「きじ」、「七面鳥」、
「ダチョウ」、「ほろほろ鳥」

◇報告内容

①お名前、②ご住所、③ご連絡先、④鳥の種類、⑤飼育羽数

◇報告の方法

電話またはFAX

◇報告先

西都市農政課農畜産係 TEL：32-1004 FAX：41-1118

2. 高病原性鳥インフルエンザの発生防止にご協力をお願いします！

今の時期は渡り鳥の飛来などにより、高病原性鳥インフルエンザの発生が心配される時期となっております。

愛玩用（ペット）として飼育されている鳥についても、高病原性鳥インフルエンザが発生した場合は、殺処分や移動制限等の防疫措置が取られます。日常の飼育管理を徹底していただき、病気の発生を防いでいただきますようお願いいたします。

また、もしも飼育されている鳥に異常（続けて死亡するなど）が見られましたら、宮崎家畜保健衛生所（TEL：0985-73-1377）にご連絡をお願いいたします。

（文書取扱：農政課 農畜産係）

国民年金保険料の 納め忘れはありませんか？

国民年金保険料を納めないままにしておくと、将来の老齢基礎年金や障害・遺族など事故が発生した場合の年金が受けられないことがあります。

平成26年度の国民年金保険料は、1ヶ月15,250円です。

納めた保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、税金の負担が軽減されます。

まだ納付がお済みでない方は、納付書をご用意の上、至急お近くの金融機関、郵便局またはコンビニエンスストアの窓口で納付してください。

また、納め忘れがなく、納付の手間がかからない、口座振替やクレジットカードによる納付もできます。

国民年金保険料についてご不明な点がございましたら、市民課年金係にお尋ねください。

（文書取扱・問合せ先：市民課年金係 43-1221）

第16回 西都市合唱祭

日時：3月14日（土） 開場13時／開演13時30分

会場：西都市民会館 入場無料（要入場整理券）

出演団体：妻北小学校、妻南小学校、妻中学校、西都児童合唱団、
妻高等学校、西都童謡を歌う会、コール・西都、
上新田中学校、高鍋東中学校、高鍋高等学校

主催：西都市・西都市教育委員会 西都市合唱祭実行委員会

後援：宮崎県合唱連盟 NHK宮崎放送局 MR T宮崎放送
UMKテレビ宮崎 宮崎日日新聞社 MCN宮崎ケーブルテレビ

◆問合せ：西都市民会館 43-5048

（文書取扱：社会教育課）

介護予防教室

「さいとげんき塾 やっちみろ会」のご案内 3月のテーマ： みんなで支える認知症

西都市では、いつまでも自分らしくイキイキと暮らすための方法を学ぶことを目的に、毎月1回介護予防教室を開催しています。

認知症は誰にでも起こりうる脳の病気です。認知症の方と接する時の心構えや介護をしている家族の気持ちを理解し、認知症の方とともにお互いが安心して暮らせる温かい街づくりを目指しましょう。

対象：市内在住の65歳以上の方

日時：3月19日（木） 13時30分～15時30分

場所：西都市コミュニティセンター3階

内容： ●認知症の方への対応の心得とポイント
●介護をしている家族の気持ちの理解
●相談窓口や利用できるサービス
●介護体験談 等

費用：無料

【申込み方法】 3月12日（木）までに、健康管理課（43-3024）に電話でお申込みください。

（文書取扱：健康管理課介護保険係）

平成26年度 西都市文化ホールあいそめ文化事業
ディズニー映画『ベイマックス』上映会
開催のお知らせ

西都市文化ホールにおきまして、下記のとおり西都市文化ホールあいそめ文化事業、ディズニー映画『ベイマックス』上映会を開催いたします。

「アナと雪の女王」のディズニーが贈る、限りなき優しさから生まれた〈奇跡〉…『泣きたい時は、泣いてもいいんですよ』あなたの〈心とカラダのSOS〉をキャッチする、優しすぎるロボット、ベイマックス。

劇場公開されたばかりのディズニー映画の最新作です。この機会にご家族、親子さんでご鑑賞ください。

【日時】 3月26日(木)

①開場：14時 / 開演：14時30分

②開場：18時30分 / 開演：19時
 (昼夜2回上映)

【会場】 西都市文化ホール(コミュニティプラザパオ 3F)

【入場料】 前売り 一般 1,200円(当日1,400円)
 小中高生 800円(当日1,000円)

【チケット販売所】 西都市文化ホール、働く婦人の家事務所、
 パオインフォメーション、ギャラリー夢たまご、
 西都市市民会館ほか

【問合せ】 西都市文化ホール (0983-32-6300)

(文書取扱：商工観光課)

「千代紙で楽しむ一閑張り」講座
開催のお知らせ

働く婦人の家では、「一閑張り」講座を開催いたします。

竹箆に和紙を貼り、その上から柿渋を塗ったものを「一閑張り」といいます。上品でどこか癒される色合いの一閑張り。お好みの和紙、色合いで自分だけのオリジナル作品を作りましょう。

●開講日：【初回】4月10日(金) 午後1時30分～3時30分
 第2・4(金曜日) (全6回)

●場 所：西都市働く婦人の家(パオ2階)

●条 件：市内に在住、在勤の方ならどなたでも参加できます。

●受講料：友の会費(年会費)200円

●材料費：初回2,500円程度

(2回目以降は柿渋液[1,000円]等が切れたら、随時購入)

●定 員：15名(応募者多数の場合は事務局で抽選となります)

●申 込：○窓口で直接か、往復はがき・FAXでお申込みください。

○往復はがき・FAXの場合、必要事項をご記入の上、

「〒881-0012 西都市小野崎1-66 西都市働く婦人の家」までご応募ください。

※往復はがきの裏面またはFAX用紙に、①氏名(フリガナ)、②住所、

③電話番号、④年齢、⑤区分(女性労働者・主婦・その他・男性のいずれか)をご記入ください。

※返信はがきの裏面には、何も記入しないでください。

●受付時間：月曜～金曜…午前9時30分～午後8時

土曜…午前9時30分～午後4時(日曜・祝日は休館)

●受付期間：3月2日(月)～4月4日(土) 消印有効

●問合せ先：西都市働く婦人の家 TEL32-6300 FAX32-6333

(文書取扱：商工観光課)

西都市障害者基本計画・第4期障害福祉計画 (素案) に対する意見を募集します

障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として、平成27年度から平成35年度までの9年間を計画期間とする「西都市障害者基本計画」と、障害福祉サービスの提供体制の確保その他業務の円滑な実施に関する計画として、平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間とする「西都市第4期障害福祉計画」の素案を作成いたしました。

つきましては、素案に対する市民の皆様のご意見を以下のとおり募集いたします。

- 意見募集期間 2月19日(木)～3月11日(水)
※年度内に計画策定を行う必要があるため、意見募集期間を3週間としております。
- 素案の閲覧場所 市ホームページ、市情報コーナー(2階)、各支所
- 意見募集対象者 市内に在住・在勤・在学の方
市内に事業所を持つ個人・法人・その他の団体
- 意見の提出方法 様式自由(氏名・性別・年齢・住所・ご意見とその理由を記入してください)
市ホームページで様式をダウンロードできます。
- 提出方法・提出先 ○郵送または持参の場合
〒881-8501 西都市聖陵町2丁目1番地
西都市福祉事務所 障害福祉係
○FAXの場合 0983-41-1678
○メールの場合 syougai Fukusi@saito-city.jp
- 意見に対する回答 後日、市ホームページに掲載します。個々のご意見に対して、個別、直接の回答はいたしません。
(文書取扱：福祉事務所)

JICA 青年海外協力隊 & シニア海外ボランティアを募集します

開発途上国への技術協力や人材育成を行っている JICA (独立行政法人国際協力機構) が平成27年度春の JICA 海外ボランティアを募集します。募集期間は4月1日(水)から5月11日(月)までです。

求められる技術や語学レベルは要請によってさまざま。まずは、「体験談&説明会」への参加から、その第一歩が始まります。制度についての説明や、世界のさまざまな地域で活動したOB、OGの体験談・活動紹介が下記の日程で行われます。

途中入退出可、入場無料、事前予約の必要はありません。

- ◆青年海外協力隊 ※応募資格：満20～39歳の日本国籍の方
3月28日(土) 14時～16時 宮崎市民プラザ4階 ギャラリー2
4月12日(日) 14時～16時 宮崎市民プラザ4階 大会議室
- ◆シニア海外ボランティア ※応募資格：満40～69歳の日本国籍の方
3月28日(土) 14時～16時 宮崎市民プラザ4階 ギャラリー2
4月12日(日) 14時～16時 宮崎市民プラザ4階 中会議室

【重要なお知らせ】

応募時に、指定の「語学力申告台紙」の提出が必須となります。詳しくはホームページをご確認ください。

※問合せは、独立行政法人国際協力機構 九州国際センター
JICA九州 市民参加協力課ボランティア班
TEL：093-671-8205 Eメール：jicakic-de@jica.go.jp
※詳しくは、JICAホームページへ <http://www.jica.go.jp>

(文書取扱：総務課)

平成27年度労働基準監督官

採用試験のお知らせ

厚生労働省では下記の通り労働基準監督官の採用試験を実施します。労働基準監督官とは、労働基準関係法令に基づいて、あらゆる職場に立ち入り、法に定める基準を事業主に守らせることにより、労働条件の確保・向上、働く人の安全や健康の確保を図り、また、不幸にして労働災害にあわれた方に対する労災補償の業務を行うことを任務とする厚生労働省の専門職員です。

【受験資格】

1. 昭和60年4月2日～平成6年4月1日生まれの者
2. 平成6年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - (1) 大学を卒業した者及び平成28年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

【試験の程度】 大学卒業程度

【受付期間】

インターネット申込：4月1日（水）9時～4月13日（月）

郵送又は持参の場合：4月1日（水）～4月2日（木）

※郵送又は持参の場合は、受付期間が短いためご注意ください。

インターネット申込用受験案内アドレス

<http://www.jinji-shiken.go.jp/pdf/shiken23.pdf>

インターネット申込専用アドレス

<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

厚生労働省ホームページ（労働基準監督官採用試験情報）

<http://www.mhlw.go.jp/general/saiyo/kantokukan.html>

【採用予定者数】 労働基準監督A（法文系） 約160名
労働基準監督B（理工系） 約40名

【問い合わせ先】

宮崎労働局総務部総務課人事係 0985-38-8820

（文書取扱：商工観光課）

西都市観光協会嘱託職員募集について

【職 種】：嘱託職員

【勤務時間】：午前8時30分～午後5時15分（時間外勤務有）

【休 日】：土、日曜、祝日

（ただし、催事イベント等で休日出勤もあります）

【募集人員】：1名

【賃 金】：150,000円から200,000円（有資格による）

【福利厚生】：社会保険（健康保険、厚生年金）・労災・雇用保険あり

【募集期間】：3月2日（月）から3月20日（金）

【受付時間】：午前9時から午後5時（月～金）

【受付場所】：西都市観光協会（市庁舎北側駐車場横）

【応募資格】：健康で、パソコン（ワード、エクセル）の操作可能な方及びマニュアル車の運転のできる方、また税に滞納がない方

【応募方法】：写真を貼付した履歴書、職務経歴書及び小論文を添えて期間内に西都市観光協会まで直接持参してください。

小論文タイトル：「西都市への観光客誘致のための具体的な展開について」400字詰め原稿用紙3枚まで

※なお、郵送の場合は3月20日までの消印、簡易書留で郵送してください。

【雇用期間】：平成27年4月1日～平成28年3月31日

（更新することもあります）※試用期間6ヶ月あり

【採用方法】：面接による選考

【業務内容】：観光案内、観光客誘致活動、対外営業活動（マスコミ、エージェント等）。

旅行業務取扱管理者有資格者は優遇します。

【問合せ先】：西都市観光協会（41-1557）

〒881-8501 西都市聖陵町1丁目88番地

（文書取扱：商工観光課）

学校事務職員の募集について

市教育委員会では、下記のとおり非常勤職員を募集します。

- 1 募集人数 4人
- 2 勤務地 妻北小学校・妻南小学校・都於郡小学校・妻中学校
- 3 業務内容
 - ・学校の予算管理事務
 - ・就学援助等補助金事務
 - ・給食関係事務
 - ・電話応対、来客応対、文書受付等
- 4 任用期間 平成27年4月1日～平成27年9月30日
(更新あり、最長2年)
- 5 勤務条件
 - ・賃金 時給730円
 - ・勤務 1日6時間以内、週29時間以内
- 6 福利厚生 社会保険、労災・雇用保険、有給休暇制度あり
- 7 応募資格 市内在住の方
- 8 申込方法 **3月16日(月)までに**、履歴書を教育政策課へ提出
※平日：8時30分から17時15分まで

(文書取扱：教育政策課 43-3438)

学校図書館読書活動推進員募集

学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、学校図書館の職務に従事する非常勤職員を募集します。

- 1 募集人数 4人
- 2 勤務地 三納小中学校、穂北小学校
都於郡小学校・山田分校、穂北中学校
- 3 業務内容
 - ・図書資料の整理や図書館内の掲示・美化等
 - ・貸出・返却業務及び図書台帳記入
 - ・司書教諭(図書館担当教諭)の支援など
(読み聞かせ・ブックトーク・学習支援など)
- 4 任用期間 平成27年4月1日～平成27年9月30日
(更新あり、最長2年)
- 5 勤務条件
 - ・賃金 時給730円
 - ・勤務 1日4時間、週3日、年40週
- 6 採用条件
 - ・市内在住の方
 - ・学校教育と図書館業務に理解のある方
 - ※資格要件なし
- 7 申込方法 **3月16日(月)までに**、履歴書を教育政策課へ提出
※平日：8時30分から17時15分まで

(文書取扱：教育政策課 43-3438)

介護認定調査員を募集しています

- 【業務内容】 介護認定申請に伴う認定調査
 【募集人員】 2名
- 【任用期間】 平成27年4月1日～ 6ヶ月間（更新あり）
- 【賃 金】 月額130,000円＋（500円×件数）
- 【勤務日等】 月～金曜日 午前9時～午後4時まで
 ただし、1週間の勤務時間が29時間を超えない範囲内。
- 【福利厚生】 社会保険・労災・雇用保険、有給休暇制度あり
- 【応募資格】 パソコンによる事務および車の運転ができる方。
 下記資格を持つ方を優先します。
 保健師・看護師・准看護師・介護支援専門員・
 介護福祉士・社会福祉士・訪問介護員（実務経験者）
- 【応募方法】 履歴書に写真を添付し、必要事項を記載の上、有資格者は資格証等の写しを添えて、西都市健康管理課介護保険係まで申し込んでください。
- 【募集締切】 3月20日（金）必着
- 【採用方法】 面接により選考します。
- 【問合せ先】 西都市役所 健康管理課 介護保険係 43-3024
 〒881-8501 西都市聖陵町2丁目1番地
 （文書取扱：健康管理課 介護保険係）

法務局・人権擁護委員による 『人権・なやみごと相談所』を開設します

家庭内の問題（夫婦・親子、結婚・離婚、相続など）や、隣近所とのもめごと、いじめ、体罰などの問題に関するご相談をお受けします。相談は無料で秘密厳守になっておりますので、お気軽においでください。

- 日 時 3月17日（火）午前10時～午後3時
- 場 所 市役所南庁舎1階
- 相談員 ・人権擁護委員 松尾清実 委員
 ・人権擁護委員 黒木いく代 委員

その他関係機関でも、面談・電話による相談は、平日（午前8時30分から午後5時15分まで）随時お受けしております。

関係機関名	電話番号	備考
宮崎地方法務局人権擁護課	0985-22-5124	
人権相談ナビダイヤル	0570-003-110	全国統一ナビ
女性の人権ホットライン	0570-070-810	
子どもの人権110番	0120-007-110	通話料無料

インターネット人権相談受付システム

- パソコンから（大人・子ども共通）

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

（文書取扱：市民協働推進課）

西都市地域子育て支援センターつばさ館 平成27年3月号

☆子育て支援センターは、主に家庭で子育てをしている保護者の方とお子さんが集まり、情報交換したり、お子さんと一緒にみんなで遊べる交流の場です！！（利用料は無料です）

＜3月の行事予定＞

3日(火)	ひなまつり会	午前10時30分頃～
5日(木)	給食試食会(予約制) ※1食300円 誕生会(3月生まれ)	
6日(金)	春の遠足(東児童公園)	午前10時頃～
9日(月)	お散歩週間(～13日)	午前10時30分頃～
11日(水)	にこにこ広場(パオ)	午前10時30分頃～
13日(金)	リトミック	午前10時30分頃～
17日(火)	給食試食会(予約制) ※1食300円	
18日(水)	アタッチメントベビーマッサージ ※予約制 (参加費:500円 オイル代込み)	
19日(木)	おでかけ支援(生きがい交流広場)	午前10時30分～
23日(月)	スクラップブックング(～31日) ※随時(写真要)	
24日(火)	親子クッキング(予約制) ※150円	午前10時30分～
25日(水)	にこにこ広場(パオ)	午前10時30分頃～
26日(木)	なかよしランド(予約制)	午前10時30分～

◆支援センターつばさ館概要(駐車場は横にあります)◆

- 【住所】 西都市白馬町3番地(こどもの家保育園敷地内) 【一時保育】 料金・時間は1時間単位でのお預かりになります。
- 【連絡先】 TEL:43-1049 FAX:43-1079 詳しいお問い合わせはお電話ください。
- 【利用時間】 月曜～金曜:9時～15時、土曜:9時～12時(育児相談可) (1時間→350円、4時間→1000円です)
- 【子育て相談】 電話・来園・訪問でのご相談をお受けします(随時)。 【育児情報誌】 毎月1回 活動内容の情報発信(つばさ館便り)
(文書取扱:福祉事務所)

第10回西都原このはなマラソン大会 開催に伴う交通規制について

3月15日（日）に、第10回西都原このはなマラソン大会を西都原台地で開催いたします。

大会開催にあたりまして西都原公園内道路の交通規制が時間を区切って行われます。大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

